

イングランド革命と憲法(一)

長谷川正安

はじめに …憲法史の対象…

メイトラントは『イングランドの憲法史』(Maitland, *The constitutional history of England*, 1908.) の末尾で、一七世紀の国王と議会の闘争にあれ、「(これ)ややかに、商業の厳格な意味での憲法闘争であり、主権のための闘争である」とのべたうえで、「しかし、刑法や刑事手続についてなにも知ることなしに、どうやってこの闘争をまなぶことができるか」(五三八頁)と附言している。

伝統的に成文の憲法典をもたないイングランドでは、王国の法全体のなかで憲法の占める領域を特定することは困難であり、時代、時代によって、どの法部門が憲法問題の対象になるか分からぬといいうのが、メイトラントの考え方であるようである。中世の憲法を知るためには土地法についての知識が不可欠であるように、一七世紀の憲法闘争を理解するためには、当時の刑法や刑事手続について一定の知識が必要だというのである。

たしかに、一七世紀の憲法闘争を見ると、国王が、その政策に反対する議員を、理由も示さず、勝手に逮捕し、投獄しようとすることがある。それがいつでも可能であれば、国王の議会にたいする勝利は不動である。しかし、人身

保護 Habeas Corpus の司法手続が機能し、国王の命によって拘禁された議員が、裁判によって釈放されることがあるとすれば、国王の勝利は不動だとはいえない。このような場合、人身保護という司法手続の機能をめぐって、国王、議会、普通法裁判所という、イングランドの統治機構の関係が根本から問題になる。これこそ、「言葉の厳格な意味」での憲法問題であり、刑法・刑事手続についての知識なしに当時の憲法を理解することはできない、というのはこのような意味であろう。

法制史家としてのメイトランドは、憲法 constitution の意味を時代の変化に応じて、時には広く、また時には狭く、かなり便宜的に理解している。そのうえ、国法の諸部門の強い相互依存関係を認めているから、そのあつかう憲法史は、かなり広範囲の法部門にわたらざるをえない。ただ、その憲法史は、あくまで法制史であって、政治史は意識的にそこから排除されている。メイトランドは、憲法闘争をあつかつても、諸党派の闘争や、相互に対立する具体的提案には注目しようとしない。かれが重視するのは、闘争の結果として定着する法律や制度だけである。メイトランドは、それを憲法史叙述の常道と考えているようである。

その結果、メイトランドの憲法史は、一七世紀をあつかつても、そこにイングランド革命の分析は登場しない。革命の高揚期における、新しい憲法典制定の試みは、それが成功して制定法となり、新しい制度とならないかぎり、とりあげられない。新しい試みを支える憲法思想の存在もまったく無視されている。イングランドの憲法の歴史は、革命抜きで進行するのである。革命前後の、法律の変化や国王および議会の役割の変化はのべられていても、そのような憲法上の変化をうながす政治・法思想や、なによりも変化の政治過程そのものがのべられていないので、のべられている法的変化のもつ意味が理解できない。そのような変化を受容するイングランドの社会状態がなに一つ分からな

いのである。

私がこれからのがれようとする憲法史、「イングランド革命と憲法」は、革命の結果としてイングランドに定着する憲法規範や制度だけを「法制史」的にあつかうわけではない。私はむしろ、革命の結果よりも、革命の過程やそれを引き起した原因を重視する。憲法規範や制度の形式より、その実体をつくりだす過程が重要だと考える。そこには、さまざまな憲法意識の対抗があり、それを表現する運動がある。憲法の歴史をのべるのに、「法制史」と「政治史」をあらかじめ峻別することなく、その全過程を統一的にあつかることが必要だというのが、私の憲法史の方法である。そうでなければ、革命や憲法闘争の結果として成立した憲法規範や制度が、それからさらにどう機能し、変化していくか理解できないであろう。言葉を換えていえば、一七世紀イングランドにおける憲法の動態をとらえることができないのである。

イングランドにおける近代憲法の成立をあつかうことになる本論文が、一七世紀の憲法闘争の結果ともいうべき名誉革命（一六八八—八九）からではなく、イングランド革命の全過程から、さらにはその原因となる絶対主義の時代という前史からはじまるのは、右にのべた私の方法論がそれを要求するからである。イングランドにおける一七世紀の革命と憲法の研究は、なによりも、イギリスにおける近代憲法の成立史の研究となることは、いまさらいうまでもない。

またこの研究は、近代憲法の世界史の第一頁をあつかるものであり、イギリスだけでなく、それにつづく一八世紀のフランスやアメリカ、さらには一九世紀のドイツ、そして日本における近代憲法の成立にとっても重要な意味をもつことは否定できない。今年はたまたま名誉革命の三〇〇年（新暦では来年）に当る。日本の憲法の現状から三〇〇

年以前のイングランドの憲法問題を見た場合、そこに新しいなにかを発見することができるかも、私自身にとって興味のある点である。

イングランドにおける革命と憲法の関係の研究は、「革命と法」という法学にとって最大の難問の一つを解明するのに役立つという、理論的意味がある。とくに日本では、これまで「革命と法」というと、フランス大革命（一七八九）に関心がよせられることが多かった。来年はフランス大革命勃発の二〇〇年記念の年になるから、国内外でこの傾向がいっそう強くなるものと思われる。「革命と法」の研究にとって、フランス大革命を重視するのは十分理由のあることである。しかし、そのため、イングランド革命が軽視されるようなことが少しでもあれば、法学、とくに憲法学にとって、それは大きな不幸をもたらすにちがいない。フランス大革命を重視しながらイングランド革命を軽視する憲法学者の傾向が、実践的にも理論的にも、その憲法学に一点の偏向を与えてきたことを、自戒の意味もこめて、ここでとくに指摘しておきたい。その偏向がどのようなものであったかは、本文の各所でそれを具体的に示すはずである。※

※ 私は本来、日本国憲法の研究者であり、外国の憲法や憲法史の専門的な研究者ではない。外国の憲法や憲法史については、日本国憲法の研究に必要なばかりでこれまで取扱ってきただけである。私には、『フランス革命と憲法』（一九八四）という著作があるが、それは憲法研究者として出発した青年時代の、外国の憲法にたいする関心の一つのあらわれであって、私はフランス憲法を専攻してきたわけではない。法思想史についてならば、私はジョン・ロックやベンサムというイギリスの法思想について、同じ頃若干の論文を発表したことがある。憲法研究をはじめた頃には、戦後的新憲法のルーツを探究するという問題意識で、一七・一八世紀のイギリス・フランスの憲法や憲法思想に関心をよせていた。それは私だけではなく、当時の社会科学に共通に見られた一つの傾向である。ハロルド・ラスキニに『ロックからベンサムへ』（堀・飯坂訳『イギリス政治思想II—ロックからベンサムまで』一九五八年）という著作があるが、私は一七世紀イギリスのロックから、一八世紀フランスの啓

蒙思想、とくにエルベシウスをへて、イギリスのベンサムへという政治・法思想の展開に興味をもつていたのである。

今回、私が「イギリンド革命と憲法」をまとめようとする理由は二つある。その一つは、現在執筆中の『憲法論』の一部としてである。私の『憲法論』は、序章憲法とは何か、はじめ、第一章憲法学の対象と方法、という方法論がそれにつづく。それをうけた第二章が、近代憲法の歴史であり、本論文はその第一の項目に該当する。「イギリンド革命と憲法」について、フランス革命と憲法、ドイツにおける近代憲法史、明治維新と憲法、というように、日本における憲法史の歴史的沿源がたどられる予定になっている。私の『憲法論』の本体は、あくまで現行日本国憲法の分析にあるから、本論文をふくめて、ヨーロッパ諸国の近代憲法史の研究は、あくまで日本の憲法を理解するための序章である。したがって、本論文では周知の史実が教科書風にのべられていたり、日本憲法の問題意識でイギリンドの当時には注目されなかつた点がとくに強調されたりしていることがある。

第二の理由は、一九八八—八九年が、名譽革命から三〇〇〇年、フランス大革命から二〇〇〇年という世界の憲法史にとって定期的な年に当つており、日本についていえば、明治憲法の発布一〇〇年に当ることについてである。このような機会に、私のこれまでの憲法研究の中で欠けていた、イギリンドにおける近代憲法の成立史をまとめてみるのも、日本の憲法学界にとって一定の意味があるのではないか。考えてみると、名古屋大学法学部の私のゼミナールでは、長期にわたつてバショット、ダイシー、シェニングスなどイギリスの憲法論を系統的に読んできたので、近代憲法の歴史的起源についての関心はつねにつづいていた。右の憲法書が、いずれも近代憲法の歴史的起源にあまりふれていないことが、かえつて私たちに歴史的興味をいかせたといつてもよいかもしれない。そのような関心も本論文の下地になつてゐる。

若干私事にわたるが、本論文の理解を助けるため、それがまとめられるにいたつた事情を註記しておく次第である。

第一章 チューダー絶対主義の統治構造

イギリンド革命の研究者として著名な、クリストファー・ヒルによると、かれがまだ子供で学校に通つていた頃の教科書は、つぎのような印象をかれに与えた、という。

説
論 「一四八五年のある晴れた日、目がさめたイングランドの人々はびっくりして言つた。『中世が終り、近代modern times がはじまつた』」¹⁰ (Christopher Hill, *Reformation to Industrial Revolution, British economy and society 1530/1780*, 1964, p. 6.)

ヘンリー七世の即位による王朝の交替で、中世から近代への変化を画するとの見方は、あまりにナイーブでおろかすぎるとヒルは回想しているけれど、チャーチー王朝のもとで、イングランドの中世が終り、近代がはじまつたことはたしかである。このイングランドの近代化を特徴づけているのは、精神と物質、二つの世界におけるきわだつた改革である。ヒルは前掲書で、一五三〇年から一七八〇年にいたるイングランドの経済と社会の歴史を、『宗教改革から産業革命へ』(邦訳浜林正夫一九七〇年) というタイトルでえがきだしているが、その出発点をなすのがチャーチー王朝の時代であった。

イングランドの宗教改革Reformationは、精神の世界における一大改革であるが、大陸諸国の宗教改革と比較するべく、そのプロセスはあわめて現実的であり、実際的である。タナー『チャーチー憲法資料』(J.R. Tanner, *Tudor Constitutional Documents, A.D. 1485-1603, with an historical commentary*, 1951.) の「解説」(p. 13) によれば、イングランドの宗教改革は二つの段階をへて完成される。第一段階は、法王の権威の否定である。宗教上の教儀や儀式が修正される第二段階は、それから一世代もたつてからである。法王の権威をイングランドから追放したのはクリー八世(一五〇九—一四七)であり、教儀の変化が明確になつたのはエリザベス(一五五八—一六〇三)の時代である。改革は決していつきよに行われたわけではない。

イングランドの宗教改革が、フランスにおける領土のほとんどを失つた一五三〇年代に行われたところとは、対

抗するフランス、スペイン、神聖ローマ帝国という強国にたいし、対等の地位を獲得しようとするナショナルな要求が強烈であったことを示している。ローマへの上訴禁止法（一五三一）が、あらゆる外的権威に対するイングランドの独立を宣言していたとすれば、国王至上法（一五三四）は、国内における国王の最高性を宣言したのである。ヘンリー八世は宗教改革を通じて、聖俗両世界にわたるイングランドの主権者 *Sovereign Lord* になったことを、国内外に宣言した。

（二）でとくに注目されるのは、チャーチー王朝下の宗教改革が、議会の同意のもとに、法律の形式をとつてすすめられていることである。一七世紀になつて国王と正面から対立するようになる議会の機構や運用が整備されるのが、イングランド絶対主義の頂点をきわめるエリザベスの時代であったということは、エタ・デュネローの機能が形骸化するだけでなく中絶（一六一四年以降一七八九年まで召集されない）への路を歩む同時代のフランス絶対主義と比較するときわめて特徴的である。そのことは、イングランド絶対主義の一定の特色を示すと同時に、イングランド独特の議会制度の成立を示唆している。

物質の世界の改革というのは、ネフによつて「初期産業革命」（一五四〇—一六四〇）と名付けられた、織物工業をはじめとする諸産業の発展である。ネフ『十六・七世紀の産業と政治——フランスとイギリス』（J. U. Nef, *Industry and Government in France and England, 1540-1640*, 1940. 紀藤信義・隅田哲司訳一九五八年）は、その末尾で、「近代立憲主義はその確立を、一五四〇年から一六四〇年に至る、とりわけ一五七五年から一六一〇年に至るイギリスに生起した急速な産業膨張にある程度負うものがあつた」（訳書二二二頁）とのべている。もちろん、浜林正夫『イギリス市民革命史』（一九五九）が正当に指摘するように、「諸産業のひういう量的な発展が、ただちに絶対王制のも

とでの矛盾を激化しこれを打倒するたたかいに発展するかどうかは問題である。」(四二一頁) すなわち、一六・七世紀

における諸産業の量的拡大が、近代立憲主義の確立の直接的な土台になるかどうかは、産業膨張の質的側面、それが統治・支配関係に及ぼす影響の具体的プロセスを見なければ単純に判断を下すことはできない。

産業拡大の筆頭にくる毛織物工業の場合、それが農村の内部にまでひろがり、農民層の分解を促進して封建制の土台をほりくずすことはたしかであるが、石炭・製塩・製鉄・金・銀・銅・水銀などの採掘の場合、大地主・貴族・廷臣などの、特権的な大規模マニュファクチャリズムによるものが目立ち、量的拡大は必ずしも絶対王制と対立しないどころか、かえってそれを補強することもある。これが浜林の指摘するところである。ネフ自身は、イングランドとフランスの産業にたいする国王の規制を比較し、イングランドの諸産業の自由な発展を強調しているのであるが、浜林の指摘する産業の初期独占の果す絶対主義的役割を軽視しては、チャーチー王朝の政治と法を正しく理解することはできないであろう。

産業拡大を土台とし、ナショナルな要求をつらぬいて宗教改革を推進することのできたチャーチー絶対主義の統治構造がつぎの問題である。一七世紀の憲法闘争の過程で、議会による改革の対象になるのがこの統治構造であるから、その叙述こそが本論文の真の出発点となる。その場合注目されるのは、チャーチー絶対主義の統治構造の改革の主体となる議会そのものが、もともと中世以来の伝統的統治構造の一部をなしているという点である。イングランドにおける憲法上の改革は外部からではなく、その内部からはじまる。

新君主制

イングランド絶対主義の統治構造として第一にあげなければならないのは、当然のことではあるが国王の憲法上の

地位と権限についてである。

歴史家(J.R. Green, *Short History of the English People*, 1874.) によれば「新君主制」とよばれたチャーチ

ー王朝の国王は、中世の、封建領主の一人にやめたかたの異質の存在であった。国王は、主権者Sovereign Lordとして国民全体に君臨し、國の内外の、聖俗いかなる権威に不服せし、統治権のすべてをその一身に掌握する。

国王の権力は、国防・外交から内政のすべてにおよび、私的な社会生活のすみずみにまで浸透するようになら。

※ 上訴禁止法(1534年)は、亨利八世の離婚問題をきっかけにして制定されたといふが、教会と国家の関係を明確にするという歴史的意味をもつていた。同法によれば、イングランド王国は、一人の至高の元首 one Supreme Head として統治される帝国 an empire であつた。King は、全能の神の恩寵により、全權が認められた(.... plenary, whole, and entire power, preeminence, authority, prerogative, and jurisdiction to render and yield justice and final determination to all manner of folk residents or subjects within this his realm, in all causes, matters, debates, and contentions happening to occur, insurge, or begin within the limits thereof, without restraint or provocation to any foreign princes or potentates of the world.)。聖俗すべての問題は、教会と国家の役割をそれぞれ定めながら、国王の意思によって解決をねらひた。

国王至上法(1534年)は、イングランドの王権が、王国内において、すべての人およびすべての問題について最高権Supreme であることを前提としたのである。国王がイングランド教会の、地上における唯一の最高権者Supreme Head である、いわゆる主権者 Sovereign Lord であることを確認しておる。法王は、全キリスト教の最高位性を別にすれば、イングランドにおいて最高位性を要求したわけではなく、ただ人々の日常生活の大部分におよび実際的なコントロールをねらっていたのであるが、ヘンリー八世は右の二つの法律によつて、自らが最高位の、主権者となる国教会と民族国家の基本を確立したのである。法文の内容については、タンナー『チャーチー憲法資料』四〇頁以下参照。

チャーチー王朝になって、中世の伝統的統治制度が一変したわけではない。国王、顧問會議、普通法裁判所、議会

説等々、主要な統治制度はすべて中世以来のものであるが、その果す政治的機能がじょじょに変化する。そしてもつとも大きく変化するのは、それぞれの制度相互間の関係である。「新君主制」の新しさは、したがつて統治の形式よりもしろ、その実質にあらわれている。チャーダー王朝と初期スチュアート王朝は、一六・一七世紀イングランドの社会経済的状況の変化を統治に広くとりこんではいくが、封建的君主制のもつ本質的限界を超えることはやさない。

「新君主制」とは、封建制の最終段階としての絶対主義下の君主制の別名であり、その新しさは、絶対主義のもの歴史的特色のあらわれでもあつた。

チャーダー王朝の国王は、その意のままに自由に任免できる顧問たち councillors の助言をえて、その広範な統治権を行使した。国王によつてその数は異なるが、一定数の顧問が国王の顧問会議 King's Council を構成し、一般に枢密院 Privy Council ふよばれる)の会議が、文字通り、統治行為 Governmental action を行う。それは行政 administration やも執行 execution やもなし、統治行為そのものである。

「新君主制」の新しさは、なによりもまずこの顧問の出身にあらわれている。ハリーハスの治世の終りから、顧問は一九名だったが、爵位をもつものは六名、それも宗教改革以前からの貴族はたつたの一名にすぎなかつた。それに、教会の高僧が三名いた。ヨリザベスの治世末期には、顧問は一二名か三四名で、僧侶がまつたくないといつてもあつた。新しい国務の増大にともない、封建的大貴族や教会の高僧よりも、国政について専門的知識をもつ行政官・外交官・法律家などが顧問会議に出席し、そのイニシヤチブをとるようになる。そして、しだいに、国政の諸部門をそれぞれ担当する責任者が Secretaries of State ふつゝ顧問会議のフル・メンバーになる。

国王は顧問会議 Council or Privy Council の助言をうけ、勅令 royal proclamation and ordinance という形

式で大幅な立法権を行使する。コモン・ローや制定法の整備していないチャーチー王朝にあっては、国王と顧問会議の行使する立法権は大権中の大権である。

つぎに注目されるのは課税上の権力である。当時すでに、同意なければ課税なしという原則はコモン・ローおよび制定法上のものとなつておらず、同意を与えるのは議会（とくに衆議院）であったが、なにが税か tax かについて明確な考え方があつたわけではない。その決定は経済的なされると同時に、しばしば政治的ななされた。外国貿易による商品にかけられる関税については、制定法上ヘンリー八世に授權されていたが、マアリー時代からエリザベス時代を通じて、課税対象品目が拡大している。貿易の独占や新製品の特許の見返りとして国王の受取る納付金も事実上の課税である。チャーチー王朝下では、国王による貿易・産業の各種の規制が、国王の有力な財源となつていた。

国防を理由とする納付金や強制国債もあつた。たとえばウエストミンスター宮殿の星の間 Star Chamber に定着したものもある（スター・チエンバー・アクト、一四八七）。この小顧問会議ともいふべき星法院 Court of Star Chamber は、コモン・ロー裁判官や議員の批判的になる。

顧問会議はいつでも国王に随行した。国王のいるところにはつねに顧問会議があつた。ただし、仕事の性質上、顧問会議から分離し、たとえばウエストミンスター宮殿の星の間 Star Chamber に定着したものもある（スター・チエンバー・アクト、一四八七）。この小顧問会議ともいふべき星法院 Court of Star Chamber は、コモン・ロー裁判官や議員の批判的になる。

※ 一四八七年法は、大法官、大蔵卿、王璽尚書（あるいは以上の二名）、顧問会議の聖俗各一名、裁判官二名の七名にたいし、当時の社会秩序の問題となつていた、シリフの非行、陪審員の収賄、騒じようや不法集会など、いくつかの輕罪 Misde-

meanours を処罰する権限を与えてゐる。

この法律はしばしば、星法院の組織・権限を定めたものと考えられるが、星法院の組織・権限は、この法律で確定したわけではない。この法律以前から、顧問会議の果す司法機能は、その分科会ともいえる星法院の司法機能と明確に分離されずに行使されており、したがつて、星法院の組織・権限も、一四八七年法によって特定され、それがその後もつづいたわけではない。

一七世紀のはじめから、星法院は顧問会議のメンバーすべてを構成員とするだけでなく、二名の裁判官以外にも法律家が加わるようになり、権限も一四八七年法にはない煽動、強盗、殺人、とくにコモン・ローでは処罰の対象にしていない文書詐毀 Libel があつかわれるようになる。のちに長期議会で星法院の廃止を主張する議員から見れば、当時の星法院の組織・権限は明らかに一四八七年法からの逸脱であり、不法な存在となっていた。タンナー『チャーダー憲法資料』二四九頁以下参照。

ウェストミンスター宮殿のホワイト・ホールに設置された請願裁判所 Court of Requests も顧問会議の分身である。そこでは、民事事件があつかわれ、コモン・ローでは救済されない貧者の訴えが、簡易な手続で、しかも安い費用で受理された。衡平法裁判所としても重要な大法官裁判所 Court of Chancery も、もともとは顧問会議から分離したものである。

右にのべてきた、顧問会議の行使する司法権が、それに先行する伝統的なコモン・ロー裁判所の裁判と衝突するの不可避である。

コモン・ロー裁判所としては、中央に、王座裁判所 Court of King's Bench、民訴裁判所 Court of Common Pleas、財務裁判所 Court of Exchequer があり、その形式は中世以来変化していないが、新しい時代の状況に適応しない点が目立つようになる。各裁判所は、国王の任命する首席裁判官と三人の裁判官で構成されている。財務裁判所の裁判官 Barons は、チャーダー王朝時代すでに、罪過のない限り during their good behaviour 離免されな

いという慣行ができ上がっていたが、前二者の場合、国王は意のまま during the King's good pleasure 裁判官を罷免することができた。当時の裁判官は、立法の是非その他について国王の諮詢を受けねりとが多く、裁判官は国王から独立した地位を保障されていたわけではない。しかし、裁判官とその選任母体となつてゐる法廷弁護士 Serjeants-at-Law は、法学院 Inns of Court で特別の法学教育をうけ、統治が法によるべきかないと共通の確信とする、新しい社会層をなしていた。したがつて、顧問会議のメンバーに法律家が増え、その新しい司法機能が伸長していくと、新旧両司法制度の対立、コモン・ローとエクライティの調整が問題とならざるをえなくなる。法律家の社会的役割の増大である。

チーダー絶対主義を特色づける統治機関として通常あげられるのは、右にのべてきた国王と顧問会議 Council、コモン・ロー裁判所 Common Law Court、そして地方の行政・司法を担当する治安判事 Justices of the Peace である。もちろん、この時代に「権力分立」という考え方があつたわけではないし、「地方自治」の思想がはつきりしていわけではない。したがつて、顧問会議とコモン・ロー裁判所の対立が生れたとしても、それはあくまで国王の統治機構内部の矛盾のあらわれにすぎない。

議会制度

イギリスの絶対主義の特色として、フランスとの対比できわだつているのは、先にも述べた議会 Parliament の存在とその果した役割である。フランスでは、絶対主義の最高潮期には、三身分会議 Etats Généraux が召集されなかつた(一六一四—一七八九)。イギリスでは、同じ身分代表の性格をもつ議会は、制度として整備され、その機能を大きくしている。貴族院と衆議院という名称で二院制が確立したのもチーダー王朝のもとである。そして、

議会内では貴族院と衆議院の関係が、議会外では、議会と国王の関係が、絶対王制下の重要な憲法問題になるのである。ただ、チューイー王朝の下では、その問題があまり顕在化することなくすぎた。

チューイー王朝下の貴族院は、聖俗の貴族からなるが、宗教改革による僧院解体の結果、聖貴族の構成には大きな変化が生じた。三〇名近い修道院長が姿を消し、聖貴族の数は三〇名たらざになる。一六世紀をつうじて、俗貴族議員の数はおよそ五〇名、エリザベス時代にも六〇名程度である。したがって、聖俗あわせて百名たらざの貴族が、国王の個別的召集をうけて貴族院を構成することになる。一五三九年の法律が、貴族ではあってもバロンより下のものに投票権を与えることを否定したため、それまで貴族院の議員となっていた国王の顧問、裁判官、法律家たちは大部分衆議院に移らざるをえなくなる。このようにして、貴族院の政治的地位は、しだいに第二院的なものになつていく。

衆議院についていえば、ヘンリー八世の最初の議会に二九八名（州選出七四名、都市選出二二四名）であった議員数が、エリザベスの時代には四六七名にまで増えている。議員の増加は、議会の法律か国王の命令によるが、ヘンリー八世時代には、ウェーリズの統合の結果一四州と一三市、計四二名の議員が増えている（各州とモンマス市だけ各二名、他一名）。これは法律による。新しい市町の創設は勅命により、エドワード六世は二四名、メアリーは二二名、エリザベスは三〇名というよう議員が増えている。この増加は、国王により議会操作の目的でなされる場合も多いが、自らの代表をもとうとする新興都市の要求に合致するものもあり、すべての新選挙区が同じように国王支持の議員を送りだしていたわけではない。

州選挙区では年四〇シリングの自由土地保有者でそこに居住する者が選挙権をもち（一四三〇年法）、都市区はその慣行にしたがつて市民が投票に参加した。チューイー時代の目につく変化は、第一に、州でも都市でも、議員はそ

の選挙区に居住する者に限定されなくなつたことである。第二に、いつたんは定められた議員の選挙区からの報酬（州一日四シリング、都市一日二シリング）が、しだいに支払われなくなつた。そのため、議員となることのできるのは、有力な地主か富裕な市民に限られるだけでなく、有力者は周辺の地域にも直接影響を与えることが可能になつた。

チューイー王朝下において、議会は存続したが、国王の影響力は決定的であつた。議会の召集・閉会・解散権は国王にあつただけでなく、国王は貴族院の構成はもちろん衆議院議員にも影響を与えることができたからである。貴族院への出席は国王の個別の召集令状がなければできなかつたし、国王あるいは顧問会議は衆議院議員の選挙に当つて、しばしば地方の選挙区に要請状や推せん状などを送つた。国王の創設した数多くの都市区のなかには明らかな腐敗選挙区があり、そこでは国王支持者が議席を占めた。エリザベス治下の最初の議会では、衆議院議員の二一%、七五人が官吏か廷臣であり、この存在が女王の議会操作を容易にしていたことはいうまでもない。

「エリザベス時代の庶民院には、郷紳の外に官吏・法律家・学者・文人などがいた。例えば一五八四年の庶民院議員四六〇名の中、郷紳層に属する者一四〇名、官吏七五名、法律家五三名であった。そして彼等の教育程度はかなり高く、同じ年について見ると、一四五名がオックスフォードかケンブリッジ出で、法学院に学んだ者が一六四名、その中九〇名が大学出であるから、四六〇名中一一九名が高等教育を受けていた。一五九三年になるとその数は一一五二名となり、議員の過半数を占めている。」（中村英勝『イギリス議会史』七八頁、J.E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, 1949. 参照）

残された問題点

私はすでに『フランス革命と憲法』という著作を発表しており、その第一篇で「アンシャン・レジームと憲法」をあつかっている。そこで、イングランドのチャーダー王朝と同様、革命の前史をなすルイ王朝の国家機構があつかわれている。一六世紀と一八世紀、時代はずれているが、西ヨーロッパに共通の、中世以来の統治機関が大きな役割を果している点では、類似点が少なくない。イングランド史、フランス史において、それぞれ、封建制の最終段階にあらわれる絶対主義の時代であつたことを考へると、両国の当時の統治機関に共通点があるのは当然であろう。

私の著作が書かれた一九五〇年代のはじめには、日本の歴史学だけでなく社会科学全体で、絶対主義についての研究が主要なテーマの一つになつていて、「戦後改革」に先行する、戦前の日本の天皇制が、封建制の最終段階にあらわれる絶対主義とされれば、研究者の関心が、西ヨーロッパの典型的な絶対主義にむけられたのは当然である。天皇制が絶対主義との対比でとらえられると同時に、「戦後改革」は絶対主義を打倒した市民革命との対比で検討された。このような関心で見ると、一六・一七世紀のイングランドと一七・一八世紀のフランスには、絶対主義と市民革命の時代として多くの共通点があるようと思われる所以である。

しかし、イングランドやフランスの研究者にとっては、その細部が分かるだけに、共通点よりも相違点の方が注目されるにちがいない。たとえば、しばしば引用しているヒルの思想史研究においては、それぞれの市民革命に先行するイングランドとフランスの社会思想の共通点と、それ以上に相違点が明らかにわかれている。

ヒル『イギリス革命の思想的先駆者たる』(Christopher Hill, Intellectual Origins of the English Revolution,

1965. 福田良子訳一九七一年)はその表題が示すように、モルネ『フランス革命の知的起源』(Daniel Mornet, Les Origines intellectuelles de la Révolution française, 1933. 坂田太郎・山田九郎監訳上巻一九六九年下巻一九七

一年)に触発されてまとめられたものであるが、ヒルはその冒頭で、「一七世紀のイギリス革命と一七八九年のフランス革命との間には、イギリスの伝統的な歴史解釈が認めているよりもはるかに共通点が多く、この二つの革命を比較対照することは、われわれにとって実り多く、ことがらをはつきりさせるのに役立つものである」とのべ、さらに「イギリス革命にルソーはいなかつたとしても、モンテスキュー、ヴォルテール、そしてディドロはいたのではないだろうか」(訳書三頁)とのべている。しかし、イギリスの歴史家の間では、イギリス革命には知的先駆者などいなかつたという事実認識について一致しており、ヒル自身「イギリス革命には、ジャン＝ジャック・ルソーもいなければ、カール・マルクスもいなかつた」とイギリスの特殊性を強調したことがあることを、同じ場所で認めざるをえなかつた。

モルネがフランス革命の知的起源として、モンテスキュー、ヴォルテール、ディドロ、ルソーを論じてゐるのにたいして、ヒルはイギリス革命の知的起源として、フランシス・ベーコン Francis Bacon 1561-1626、 Walter Raleigh 1554-1618、 エドワード・コック Edward Coke 1552-1634 の三人をとりあげ、新しい科学思想、歴史、政治認識、そしてロマン・ローにおける体系化がイギリス革命にどのように寄与したかが論じられている。私は、モルネとヒルの両著を読みくらべて、社会思想における両国の共通点以上に、相違点に注目させられた。このことは、法思想家としてのクックとモンテスキューを比較してみれば明白である。

イギリスとフランスの市民革命の時代に、社会思想についてどのような共通点と相違点があつたかを検討するという問題は、経済の分野でも、政治・法の分野でもなされるべき問題である。そして、それぞれの分野によつて、共通点と相違点の組合せが微妙に異なるにちがいない。

イングランドの絶対主義の成立としてチャーチー王朝をとらえる場合、フランスの絶対主義と比較して注目されるのは、イングランドでは、国王の宮廷から官僚制が発達するのが未熟であり、とりわけ、常備軍をもっていない点である。そのことは、国家の中央集権化が極端ではなく、地方自治の役割が大きかつたことを意味していた。フランスでは中絶してしまった身分会議 *Etats Généraux* が、イングランドでは議会 *Parliament* にて、地方の有力者を集めて有力な政治的機能を果したのも、同じ政治的意味をもつていた。

しかし、このようにのべてくると、フランスとちがつてイングランドでは、革命の起きる必然性はないかのように見える。たしかに、革命は起きたけれど、フランスとはその形態は非常にちがっていた。その相違が、革命前後の、憲法のあり方に大きな影響を与えている。市民革命が生みだす近代憲法の原理的共通性と、革命の相違が生みだす憲法の具体的内容・形式の相違点を明らかにすることは、イングランドとフランスの比較という意味を超えて、日本の憲法研究にとって重要な意味が認められる。日本の憲法学においては、これまで、フランス革命と憲法が問題になることはあっても、イングランド革命と憲法が問題になることはほとんどなかつたし、次章以下が示すように、イングランドの憲法史は、フランスの憲法史とはちがつた意味で、日本の憲法研究に参考になる、と思われるからである。

第二章 憲法闘争の展開

エリザベス女王の遺言により、スコットランドの国王からイングランドの国王となつたジェームズ一世（一六〇三—一五）のもとで「言葉の厳格な意味」における憲法闘争が開始される。

エリザベスの時代には、スペインの無敵艦隊の壊滅（一五八八）に象徴されるように、外国からの緊迫した脅威は

消滅した。ジョームズ一世は内政に専念できる好条件をもつて登場したが、皮肉なことに、この好条件が、国王と議会の対立を基軸とする憲法闘争——それは究極的には主権をめぐる闘争である——を生みだすことになる。

タンナー『一七世紀イギリスの憲法闘争』(J.R. Turner, English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century, 1603-1689, 1928.) は、ジョームズ一世の即位から名誉革命までは一世紀にわたる「憲法闘争」の歴史的経過を忠実にたどりおり、本論文にとってこれ以上の参考書はない。タンナーは、一七世紀の憲法闘争の歴史を、つきのような章別と時期区分で展開している。

タンナーによれば、初期スチュアート王朝(ジョームズ一世とチャールズ一世)が議会と対立するようになる原因は二つある。一つは課税問題であり、もう一つは宗教問題である。したがってまず、ジョームズ一世の諸議会の「宗教問題」と「憲法問題」があつかわれる。ついで、「チャールズ一世の初期議会」と「議会抜き統治の一一年」がのべられ、「長期議会と改革」でイギリス革命の前史が終る。

イギリス革命の真只中における憲法問題は、「長期議会と革命」、「长期議会と内戦」、「长期議会と軍隊」、「追放議会の支配」、「プロテクター制の第一議会」、「同第二議会」の各章で、集中的にあつかわれる。イギリスの憲法史は、この革命的時期に空前絶後の歴史的経験を経ることになる。その最大のものは、成文憲法典の制定であり、正義と法の名による国王の処刑であり、王位と貴族院の廃止である。イギリスが、共和制 Commonwealth であったのはこの時期だけである。このイギリスだけでなく、世界の憲法史上最初といつてよい近代的憲法の経験が、イギリスのその後だけでなく、世界の憲法史に多くの教訓を与えていることを軽視すべきではない。歴史家タンナーに、このような「市民革命と憲法」という問題意識があつたわけではないが、この時期の叙述が憲法闘争の世紀

の、最大の山場を示すことになる。

「王政復古」ではじまる後期スチュアート王朝（チャールズ二世とジョームズ二世）は、「一六八八年の革命」すなわち、名譽革命で幕を閉じ、この時を境にして、イングランドの憲法史は、近代というより現代 modern の名に値するまつたく新しい時代を迎える。絶対主義から資本主義国家への転換であり、統治機構の役割の変化と人権の立法化という憲法問題のいちおうの解決がしだいに明らかになるのである。

権利請願 Petition of Right

本論文は、タンナーの叙述した一七世紀の憲法闘争の歴史を要約するのが目的ではなく、イングランド革命とかわりでどのような憲法問題が発生し、それがどのように解決されたかを明らかにすることが目的であるから、以下特色ある憲法上の事件を順次とりあげることによって問題点を明らかにすることにしたい。

一七世紀の憲法闘争の一方の主体は、いうまでもなく国王であるが、それに対抗するのは一貫して議会である。この国王と議会の対立を示す、初期の典型的事例として、権利請願（一六二一八）をあげることがある。この権利請願は、今日なおイギリス憲法 British Constitution の一部をなす法律 Law of the Constitution とみなされているので、その制定過程だけでなく、規範内容に十分目をむける必要がある。

今日まで法律とみなされてきたものが、制定当時なぜ法律 Act ではなく請願 Petition という形式で議会を通過したのか。それにはつぎのような事情があつた。

イングランドの議会では、法律案はたとい両院の賛成をえたとしても、国王の裁可がなければ法律になることはない。当時の国王には法律にたいする拒否権があつた。そこで、あらかじめ予想される国王の拒否権を無意味なものと

するため、議会だけで成立する請願の形式に、法律と同じ内容がもりこまれたのが、この権利請願である。それを考案したのは、ジェームズ一世の意に反して王座裁判所首席裁判官の地位を追われ（一六一六）、一六二一年ロンドンから衆議院議員に当選して国王批判の立場にたつたエドワード・クック Edward Coke だといわれている。この、コモン・ローの最高権威とみなされていたクックが作成した権利請願は、チャールズ一世の第三議会（一六二八・三・一七一二九・三・一〇）に提案され、両院を通過した。国王はこの請願を事実上承認したので、議会はそれを法律と同じ効力をもつものとみなす決議をした。しかし、内心は不満な国王は、請願を法律とみなすことは認めなかつた。それが国王と議会の新しい紛争の火種となつた。

権利請願の規範内容の第一は、恣意的な課税、すなわち、議会の同意のない課税の禁止の確認である。

「わが王国の正しい諸法律によつて、陛下の臣民は、議会の一般的の承諾にもとづいて定められたものでないかぎり、税金・賦課金・援助金、その他同種の負担の支出を強制されない、という自由をうけついでいる。」（岩波文庫版『人権宣言集』五七頁）

第二は、法の正当な手続によらない逮捕、監禁、処刑などの禁止である。国王の顧問の副署のある特別命令で、理由も示さず身柄を拘束し、人身保護による釈放を認めない具体例があげられている。

第三は、住民の家屋への、陸海軍兵士の逗留割当の強制の禁止である。

第四は、王国の法による刑罰と訴訟手続を適用せず、軍法による簡易手続で一般人が有罪とされ、処刑されることの禁止である。

要約すれば、王国の法と慣習に反する国王大権の行使の中止が、請願の内容をなしている。衆議院は、請願の根拠

として、ヨードワード一世（1117年—1130年）やヨードワード二世（1131年—1177年）時代の古法をもちだしている。また、「イングランドの自由の大憲章」とよばれる法律（マグナ・カルタ）が引用されているのも、請願がクツクの手によるものであることを示唆している。

チャールズ一世は、この請願の内容は、イングランドの君主制の基礎をほりくずす恐れがあると判断した。貴族院の中間派は、請願の内容には賛成したが、国王のためにつぎの一句を附加することを提案した。

「われわれは謹んで陛下にたいし、われわれの自由を保持するという配慮だけからではなく、陛下の人民の保護・安全および幸福のため陛下に委ねられている主権 sovereign power をすべて残すという正当な配慮から、この請願を提出するものである。」（タンナー前掲書六二—111頁）

衆議院はこの提案に反対した。クツクは法律家らしく、国王の大権 prerogative は法の一部をなすが、主権 sovereign power というような議会用語は存在しない、マグナ・カルタや議会の制定法は、国王に主権の留保を認めない絶対的なものである、と反論した。その結果、衆議院の提案がそのまま両院を通過することになった。国王はこの請願にたいし、「王国の法律と慣習に従い正義が行われることを望む」というあいまいな回答を与えたが、衆議院が圧力を加えた結果、私法案の裁可の場合と同じ形式の裁可（Soit droit fait comme est desire. 希望通り、法がつくられる）が与えられることになる。衆議院が権利請願をたんなる請願ではなく制定法と認め、その法的効力を主張したのは、理由のないことではなかつた。

衆議院は国王が権利請願を裁可するのを見届けたうえで、国王と妥協をはかるため、五つの補助金 subsidies を認め、それまで一年限りであつたトン税・ボンド税をチャールズの終身のものとする法案を用意していた。しかし、国

王の内外にわたる政策への批判が、国王の最有力な顧問であるバッキンガムに集中するようになり、進んでスチュアート王朝の顧問会議政治 Council Government 批判がはじまる。国王と議会はしだいに妥協しがたいものになつていく。悪評高い特定の顧問攻撃に象徴される枢密院政治への批判は、チャーダー・スチュアート王朝の絶対主義支配にたいする新しい社会層からの憲法上の批判であることはいうまでもない。

この段階では、国王そのものはまだ直接の批判の対象になつていない。問題なのは、顧問会議をつうじて行使される国王の大権の範囲である。この問題を、いきの「一一年の專制」が浮彫りにする。

一一年の專制と長期議会

国王と議会の対立をさらに深刻にするのは、一六一九年三月一〇日の第三議会の解散から一一年もつづく、チャーチルズ一世の議会抜き政治、いわゆる「一一年の專制」 "Eleven Years' Tyranny" である。この專制は、暗殺されたバッキンガムのあとをついだ、ウェントワースとラウドという聖俗二人の顧問の助言によつて行われたが、その結果国王は、すべての社会層から反感をかうようになる。

権利請願の裁可と引きかえに同意をうるはずであったトン税・ポンド税が、審議が終らないうちに議会が解散されたため、衆議院の同意をえないままに終つた。財政に窮迫した国王は、議会の同意のないトン税・ポンド税の徵収を強行し、拒否するものは逮捕して星法院Star Chamber の裁判にかけた。また、年価値四〇ポンド以上の土地所有者に、ナイトの称号をうけるよう強制した。爵位の押売りであり、事実上の売官である。さらにもた、森林法を復活させ、すでに森林ではなくなつていても土地の所有者から莫大な罰金をとりたてる。

独占に反対する一六二四年法の特例を利用して、ロンドンその他の都市に独占を特許し、それを収入源にした。さ

に、緊急時のための船舶税 Ship money を、平時に、しかも港のない地域にまで拡大して課すようになる。」のような強引な課税で、地主・貴族（森林法）、ジョン・トリー（ナイトの押売り）、貿易商人（トン税・ボンド税）、それに独占に反対する一般の庶民までが、国王の反対勢力に味方をするようになるのである。

この議会を召集することなしに行われた「一一年の專制」時代、国王は自らの大権の威力を再確認したし、財政的にみて成功だったと評価する歴史家もいる。「一六三一年から四〇年まで、イングランドでは、空前絶後の貧民救済が行われた」という救貧法研究者の主張を引用している著作（Maurice Ashley, *England in the Seventeenth Century* (1603-1714), 1952, p. 67.）もある。しかし、議会の同意のない課税を現実に徴収する地方のショリフや紛争にかかる治安判事の多くが国王に批判的な社会層出身であることを考えると、財政が豊かになればなるほど、全国各地に不満が蓄積されていった可能性は大きい。

宗教問題についていえば、カンタベリの大主教ラウドは、自らの教区とオックスフォード大学でまず礼拝形式の画一化を強行し、それを全国におよぼそうとした。そして、それに抵抗したり、服従しないピューリタンは宗教裁判所 High Commission Court に喚問され、厳しく処罰された。教会の儀礼より聖書そのものに信仰のよりどころを求める多数のピューリタンは、このラウドの迫害からまねがれるためイングランドをはなれ、新大陸にわたった。ラウドを「新世界におけるアングロ・サクソンの覇權の定礎者」（トレヴァリアン）という皮肉をこめた名でよぶるものもある。右にのべたラウド、ウェントワース（一六四〇、ストラッフォード伯）、一人の指導者の名で知られる「徹底政策」「through policy」は、第三議会の解散後、議会の抵抗をうけることなく全国に浸透していく。議会の同意のない恣意的な課税、画一的な礼拝形式の強制はすべての階層に、とりわけ、議会への代表を封じられた地方の政治勢力に

反感を引きおこしたが、それが国内で爆発する以前に、爆発を誘引する事件が対外関係で生じた。スコットランドとの第一次（一六三九）、第二次（一六四〇）主教戦争と、イングランドの敗北がそれである。

チャールズ一世は、アイルランドから帰国したストラッフォード伯の強硬意見にもとづいて、スコットランドとたたかうため、一六四〇年四月一三日、一一年ぶりで議会を召集した。もちろん戦費をまかなうためである。しかし、ストラッフォードの見通しは完全に誤っていた。開会された衆議院は、課税に応じるまえに「苦情のカタログ」であるピムの演説を聞き、スコットランドとの和平の動議を出す気配を示した。五月五日、この第四議会は三週間たらずで解散された。いわゆる「短期議会」である。国王は九月に貴族会議 a Great Council of Peers をヨークに召集し、七、八〇名の貴族が集まつたが、全貴族が保障するというロンドンからの借入れは成功しなかつた。国境を超えてイングランド側に駐留するスコットランド軍に駐留費を支払うというリボン条約を履行するためには、どうしても議会の同意が必要であった。

同年一一月三日に開会した第五議会は、一六五三年四月二〇日、クロムウェルによつて解散されるまで一二年半つづいたため、史上「長期議会」 Long Parliament とよばれている。この議会は、チャーダー時代の議会と比較すると、かなり異なる組織となつていた。第一に、貴族院の議員数が五九（一六〇三）から一二四（一六四〇）に倍増していた。ジェームズ一世とチャールズ一世の爵位の押売りが原因である。その結果、貴族院のブルジョア化が進み、国王にたいする批判派が増加する。第二に、衆議院議員の経済力と政治力が強化し、衆議院の政治力は明らかに貴族院を超えるようになる。さらに、枢密院への依存性が稀薄になる。

※ 浜林『イギリス市民革命史』九四頁註(1)参照。

父の階層 議員の階層	貴族	準男爵	ジェントリー	僧侶	医師	法律家	官吏・廷臣	商工業者	ヨーマン	水夫	音楽師	不明	不計
ジェントリー	41	92	224			14	13	8				4	333
法律家	1	2	57	2		7	3		1			1	74
商工業者			9	1		1		27	3	1		13	55
官吏			13				9	1	1		1	2	27
廷臣	4		13				2	1				2	22
代理人・管理人			7				1	2	1			2	13
軍人	2	1	6										9
都市の法律家								5					5
僧侶			2	1									3
海軍軍人										1			1
医師						1							1
不明											4	4	
計	48	32	331	4	1	22	28	44	6	2	1	28	547

スコットランド軍への支払いを怠れば、スコットランド軍のリポンからロンドンへの進軍を止めることができず、ペニーでも支払うためには議会の同意が必要、という立場に追いこまれた国王は、議会にたいしてまったく無力であった。長期議会がまずはじめたのは、一年にわたる専制の犠牲者を釈放し、専制の責任者を処罰することである。ストラッフォードとラウドは衆議院で弾劾の動議がだされるとともにロンドン塔に拘禁された。※

※ 弹劾は失敗したが、翌年四月、それに代る私権喪失法 bill of attainder は両院を通過（衆議院三〇四対五九、貴族院二六対一九）し、ストラッフォードは五月に処刑された。ラウドがその後を追つたのは、一六四五年一月のことである。

長期議会は専制の責任者を処刑するだけではなく、専制政府が再建されることを防止するため、八つの法律を制定した。イングランドにおける近代憲法の露払いとなり、イングランド革命への地ならしとなる、八法律とは、つぎのような法律である。

(1) 一六四一年二月一五日の三年法 *Triennial Act* この法律は、国王が三年以上議会を召集しないことを不可能にしたもので、同じ議会が三年以上つづくことを禁止したものではない。三年以内に国王が召集しなければ大法官が、大法官が令状をださなければ、貴族が集会して令状をだし、それができなければ、地方のシエリフが令状なしで選挙を行い、それもない場合には、各区の選挙民が集まって議員を選出できるという徹底した内容である。国王が召集はするが、すぐ解散ということがないように、一旦召集された議会は、少なくとも五〇日集会をつづけるのでなければ、議会の同意なしに解散されたり、停会されたままにはできない、と規定されている。

(2) 一六四一年五月一〇日の、同意なしに長期議会を解散することを禁止する法律。この法律は、議会が与えた財政上の保証を確保するためのもので、政治的意図をもつものではない。国王が国債の支払いを保証しているのでないと、募集した議会が解散でなくなってしまうと、その国債の支払いが合法的になされないようになる法的可能性があった。

(3) 一六四一年六月二二日のトン税・ポンド税法。これまでの紛争を処理するため、過去の課税は認めるが、将来は禁止した。国王に認める場合は終身ではなく、二カ月に限定した。

(4) 一六四一年七月五日の星法院廃止法。この法律は、北部裁判所、ウェールズ裁判所、ランカスター侯特別裁判所、パラチン伯財務裁判所など、特別裁判所の廃止も規定している。

(5) 一六四一年七月五日、宗教裁判所廃止法。宗教裁判所 Court of High Commission の廃止にとどまらず、その新設の禁止、宗教裁判が罰金や刑罰を課すことの禁止を規定している。

(6) 一六四一年八月七日、船舶税にかんする最近の訴訟の違法、無効を宣言し、すべての記録や手続を取消す法律。

(7) 同日の法律。国王の森林の境界を、ジョームズ一世治世二〇年による。

(8) 一六四一年八月一〇日、ナイトの身分にかんする濫訴を防止するための法律。

タンナーの表現（前掲書九九頁）によれば、「一一年の專制」は、チャーダー時代の先例を直接破ることなく、国王が議会なしに統治することが技術的に可能であることを示したが、長期議会の右の諸立法が、国王から、チャーダーの主権者たちがもつていた特別の権力をすべて奪ってしまった、ということになる。たしかに、長期議会はなによりも先に国王からそのプレインとなる高官を奪いとり、国政のすべてに自己の意見を反映させ、国王から独立した政治的地位を確立することになる。国王と議会の対決こそ、イングランドにおける憲法上の改革の基軸となる問題であることが、ここでいよいよ明確になった。

大諫奏 Grand Remonstrance

長期議会の当初の改革は、チャーダー王朝の慣行を一応認めたりえで、スチュアート王朝になつてのそのゆきすぎ、とりわけ「一一年の專制」を批判するものであつたから、議会はその批判に一致することができた。しかし、一六四一年八月が過ぎると、宗教問題をめぐつて、議員は監督派と長老派の二派に分かれ、アイルランドの反乱がはじまる一〇月以降は、軍の指揮権をめぐる王党派と議会派の対立が加わり、憲法問題に新しい、複雑な要素が加わることになる。このややこみいいた対立を明確にしたのが、衆議院における大諫奏の採択（四一年一一月八日）である。この

採決は、賛成一五九、反対一四八、というわずか一票差でしかなかった。賛否の動機はさまざまであるが、それが衆議院を大きく二分することになったわけである。

大諫奏はその冒頭で、「王国の宗教と正義がその土台としている、基本法と統治の諸原理」を転覆しようとする推進者と、その方法について、つぎのように指摘している。

(1) ジエズイット派のカトリック教徒、(2) 主教と腐敗した聖職者、(3) 外国の利益を計る顧問や廷臣たち、これが問題の推進者たちである。

そのとる一般的方法は、(1) 大権と自由の問題について、国王と人民を対立させ、その対立を利用する。(2) 宗教の純粹さと力を抑えようとする。(3) 自分たちに役立つ党派は結びつけ、対立的な党派は分裂させる。たとえば、カトリック教徒と一致する点の多いアルミニウス派を激励し、一般的のプロテスタントといわゆるピューリタンの対立を拡大するようにする。(4) 国王を議会嫌いにし、議会による通常の方法より、一見有利に見える集金法を国王におしつける。議会の同意を経ない課税がその典型である。

大諫奏は、右のように、イギリスの禍のもとなる人間とそのとる方法について一般的な形でのべたのち、その具体的な実例として、二〇四項にわたる個別的な問題を列挙している。ただ、この前例のない長文の決議は、二〇四項のすべてが同一人物の手で体系的にまとめられたものではないことは、問題のとりあげ方を見ただけで明白である。それは、つぎにのべるような若干の問題グループのよせ集めであり、そこには重大な欠落もあれば重複もある。したがつて、衆議院における大諫奏採択の意義は、採択された決議内容の細部より、採択そのものにあつた、ということができる。人民に訴えるため、印刷され、回覧されたことがそのことをよく示している。

大諫奏の内容の第一は、一一九条におよぶ失政についての苦情の列举である。この苦情は、外交・内政のすべての分野にわたる。第二は、一二〇条から一八〇条まで。この部分は民衆の支持をえようと急いで作成した形跡がある。第三は、一八一条から一〇四条までで、主として宗教問題をあつかっている。この部分はだれか別の手で書かれたものと思われる。

大諫奏の内容は、長期議会の初期の一一致した王政批判から出発しているのであるが、討議が進むにつれ、各議員の国政にたいする態度をそれぞれ明確にすることが要求され、採決の結果は衆議院を真二つにすることになった。政治的に緊急だったのは、アイルランドの反乱に備える軍の指揮権をめぐり、国王の軍事大権を議会がどこまでコントロールできるかであり、宗教的には、監督派をおさえてどこまで国教会の改革ができるかというピューリタン、「ねこそぎ」派「Root and Branch」の主張をめぐってであった。ストラッフォードとラウドの失脚後、国王の大権のすべてが議会で問題となり、国教会の礼拝形式や教儀までもすべて議会の問題になってきたのである。

しかし、大諫奏採決の段階でも、議会は決して君主制そのものを否定したわけではなく、顧問を弾劾するような過激な方法はさけて、国王の顧問・外交官・行政官などの任命には議会の信任を要件にしてほしいと陳情するほどであった（一九七条）。また、宗教問題でも、議会は過激な分離派の立場を支持したわけではなく、全国に共通する、改革された教会を望んでいた（一八三一四条）。